

# 意匠公知資料について

特許庁 審査業務部意匠課企画調査班係長 尾曲 幸輔

## PROFILE

平成 15 年入庁、平成 19 年審査官、  
平成 20 年より現職

✉ PA1530@jpo.go.jp

☎ 03-3581-1101 (内線) 2907

## 1 はじめに

特許庁で行われる意匠審査において、審査官はどのような資料を用いて登録あるいは拒絶の判断をしているのだろうか。審査官の用いる資料は大別すると、日本の意匠公報、外国意匠公報、特許・実用新案公報、意匠公知資料等がある。本稿ではこのうち意匠公知資料の紹介をする。

## 2 意匠公知資料とは

意匠公知資料とは、主に意匠登録の要件である新規性について判断するための基礎資料として審査に活用する資料であり、意匠審査における迅速かつ的確で効率的な判断を確保するために不可欠なものである。

この意匠公知資料は、雑誌、カタログ等の刊行物や、企業のインターネットサイトに掲載された新製品情報から抽出し、製品の写真等を電子化し、公知資料番号・意匠分類・物品名・文献名・発行日等の書誌情報（図参照）を付与し、特許庁の検索用データベースに蓄積する。

## 3 意匠公知資料の種類

意匠公知資料はその抽出対象によって、インターネット情報、カタログ情報、雑誌情報の3種に分かれてい

る。それぞれの種別についての詳細を以下に紹介する。

### (1) インターネット情報

#### ①抽出対象

日本意匠分類を基として物品分野別に選定された新製品情報が掲載されているホームページ。（平成21年度は約5,700社が保有するホームページ約8,300サイト）

#### ②作成方法

抽出対象のホームページから新規に掲載されたイメージデータを自動収集する。その後、イメージデータの中から新規性の判断に資するよう、「新製品」、「New」等の記載を手がかりに新製品情報のイメージデータを抽出し、これらに意匠分類・Dターム・物品名等の書誌情報を付与し、特許庁の検索用データベースに蓄積する。

#### ③公知日の証明について

審査官が意匠公知資料を引用して、出願された意匠に新規性がない旨の拒絶理由通知を行う際、当該意匠公知資料が出願前に公知であった事実を示す必要がある。そのため、インターネット情報から作成したデータについては、タイムスタンプ（電子ファイルについての日付・時刻認証と非改ざん証明）を取得し、その日付を書誌情報の【公知日】に記載している。

#### ④蓄積状況

平成14年度より電子化が開始され、平成21年度末時点で約34万件が特許庁の検索用データベースに蓄積されている。

## (2) カタログ情報

### ①抽出対象

主要な展示会等で収集したカタログ（国内約12,000冊、外国約3,000冊）。

### ②作成方法

収集したカタログから新製品情報に関する製品の写真等をスキャンし電子化を行う。その後、イメージデータの中から新規性の判断に資するよう、「新製品」、「New」等の記載を手がかりに新製品情報のイメージデータを抽出し、これらに意匠分類・Dターム・物品名等の書誌情報を付与し、特許庁の検索用データベースに蓄積する。

### ③公知日の証明について

審査官が意匠公知資料を引用して、新規性がない旨の拒絶理由通知を行う際、当該意匠公知資料が出願前に公

知であった事実を示すために、収集したカタログについては、公証役場で確定日付の証明を受け、その日付を書誌情報の【公知日】に記載している。

### ④蓄積状況

平成元年度より電子化が開始され、平成21年度末時点で約165万件が特許庁の検索用データベースに蓄積されている。

## (3) 雑誌情報

### ①抽出対象

審査官が審査に必要と判断した雑誌（約2,000冊）。

### ②作成方法

収集した雑誌から、新規性の判断に資するよう、「新製品」、「New」等の記載を手がかりに新製品情報の製品の写真等を抽出し、これらに意匠分類・Dターム・

【公知資料番号】HJ1600696700  
 【発行日】  
 【製品番号】CM35AB P676  
 【製品掲載ページのHTML文書タイトル】「Contessa(コンテッサ)総革張りタイプ」新発売  
 【製品掲載ページの会社名】株式会社 岡村製作所  
 【製品掲載ページのURL】http://www.okamura.co.jp/company/release/2004/041122contessa\_leather/index.html  
 【著】  
 【著】  
 【著】  
 【発行国】日本国  
 【物品名】いす  
 【意匠分類】D2-14CA  
 【Dターム】  
 【カタログファイル名】  
 【受入日】平成16年12月10日(2004. 12. 10)  
 【公知日】平成16年11月24日(2004. 11. 24)  
 【インターネットからの抽出日】平成16年11月24日(2004. 11. 24)  
 【更新日付】平成19年6月9日(2007. 5. 9)

書誌情報

---

図面選択



イメージデータ

※IPDL 上では著作権者から許諾されている場合のみ画像が表示される。

---

文献  
1/1

注1: 意匠公知資料テキスト検索は、著作権者から許諾を受けたものについて、イメージ(画像)データを掲載しています。  
 IPDLを閲覧した方が表示されたこれらの情報を振興の知恵を問わず第三者(特定多数を含む)に提供し、又は利用可能とすることは、著作権侵害となりますのでご注意ください。  
 また、検索結果に示されている語、句、項目、文、画像等には、商標、登録商標または商号等が含まれる場合がありますが、IPDLを通じてこれらの使用を法的に許諾するものではありません。  
 注2: インターネットより資料化を行った意匠公知資料の書誌として表示されているURLは、収集時のものであり、現在においても該当意匠を表すものとは限りません。  
 ※公知資料番号の下二桁が省略された表記のものも下二桁に「00」が自動付与されます。

前文献 次文献  
 メニュー 検索画面  
 一覧表示 ヘルプ

図 IPDL で表示される意匠公知資料の例



物品名等の書誌情報を付与し、電子化を行い特許庁の検索用データベースに蓄積する。

### ③蓄積状況

平成元年度より電子化が開始され、平成21年度末時点で約110万件が特許庁の検索用データベースに蓄積されている。

なお、(1)～(3)における資料の収集時には、同じ製品の写真等を収集しないための重複排除作業や、資料種別、物品分野に偏りのない資料作成を行っている。

的確な審査判断を維持するために、時代にあわせた的確な意匠公知資料の収集が必要と考えている。

## 4 意匠公知資料の公開

出願人が、出願前に先行する意匠の調査を行えるよう、意匠公知資料は(独)工業所有権情報・研修館の特許電子図書館(IPDL)上で一般公開されている(図参照)。ただし、イメージデータについては、各文献に著作権が存在するため、著作権者からの公開利用許諾が取得できたもののみを公開している。毎年、前年度に作成した意匠公知資料(国内の雑誌、カタログ、インターネット情報に限る)を対象とし、著作権者から公開利用許諾の可否について確認しており、平成17年度からの累積で、現在までに約6万3千件のイメージデータについて公開利用許諾がなされ、IPDL上で閲覧に供されている。

一方、公開許諾が得られなかったもの、また許諾依頼の対象となっていない平成15年度以前に作成された意匠公知資料のイメージデータは公開されず、書誌情報のみが掲載されている。

## 5 おわりに

各企業による新製品発表媒体がカタログ等の媒体からホームページに移行してきている状況への対応、開発が活発になっている分野の資料拡充等、これからも、迅速・

